

1.7 幼稚園教諭免許状取得の特例による取得方法（法附則第18項）

保育士等の勤務経験と単位修得をもとに、幼稚園教諭免許状を取得する方法です。

令和7年12年3月31日まで（予定）の特例措置です。

※ 令和2年3月31日までの特例措置でしたが2回延長されました。

（1）基礎資格

1種 学士及び保育士の資格を有すること

対象施設での保育士等の実務経験 3年かつ4,320時間以上

2種 保育士の資格を有すること

対象施設での保育士等の実務経験 3年かつ4,320時間以上

（2）修得すべき単位数と内訳

教科及び教職に関する科目			必要単位	
	科目名	各科目に含めることが必要な事項	1種	2種
第2欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	—	—
		保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） ※1	2	2
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ※2	2	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の課程	—	—
		特別の支援を必要とする幼児、及び生徒に対する理解	—	—
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	1	1
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ※1	☆	☆
		幼児理解の理論及び方法	1	1
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	—	—
5欄	教育実践に関する科目	教育実習	—	—
		教職実践演習	—	—
6欄	大学が独自に設定する科目		—	—
合 計			8	8

※1 第2欄「保育内容の指導法」には、第4欄「教育の方法及び技術」を含んで修得すること。

※2 日本国憲法（とりわけ第26条（教育を受ける権利））の内容を含んで修得すること。